

令和元年度第1回 評価委員会説明資料



令和元年 6月 4日 (火)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成30年度 農地中間管理事業評価方法等について（案）

令和元年 6月 4日
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社

【評価等の必要性及び根拠】

1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

【評価方法等】

1 考え方

前年度事業評価における意見に対する平成30年度取組状況及びH30農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果並びに事業実績（数値）を踏まえた客観的な評価を行う。

2 評価項目

- ①基本スタンス（P 6～7参照）
- ②推進体制（P 8～9参照）
- ③推進方法（P 9～11及びP 12～14参照）
- ④事業実績（P 11及びP 15参照）

3 評価基準

上記2①～③は、H30の実施状況を踏まえて評価する。

④については、H30計画対比等により評価する。

・評価の目安（3段階）・・・A（70%以上）・B（69%～40%）・C（40%未満）

【実施状況に対する意見】

評価項目毎に必要なと認める意見を頂く。（P 4参照）

- ①基本スタンス
- ②推進体制
- ③推進方法
- ④事業実績（借入・貸付・管理・条件整備・貸付希望者リスト・借受希望者リスト）

【評価及び意見等取りまとめスケジュール】

(別紙「R1 評価・意見取りまとめスケジュール」参照願います。)

本日の評価委員会による報告・説明を受けて、各委員個別評価等実施を頂き、委員長等が取りまとめ、各委員へフィードバック確認・調整を経て決定する。

- 1 本日の評価委員会実施内容
 - ① H30 事業評価方法等について（案）の協議
 - ② 機構からの実施状況等の報告・説明
 - ③ 機構からの報告・説明に対する質疑応答
 - ④ 評価・意見（本日可能な分）

- 2 各委員個別評価及び意見取りまとめ（委員会以外）
 - ① 機構より必要データメール提供（委員会終了後速やかに）
 - ② 評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ
 - ③ 6月14日（金）まで機構提出（メール施行）
 - ④ 機構による各委員評価・意見取りまとめ

- 3 委員長・副委員長報告及び取りまとめ（委員会以外）
 - ① 機構による各委員評価・意見取りまとめの上委員長等へ報告
 - ② 委員長等による評価・意見取りまとめ

- 4 評価委員会「評価・意見」の決定及び各委員へ報告
 - ① 委員長と機構が各委員の評価・意見を調整後、正式「評価委員会評価・意見」決定（6月26日（水）目標）
 - ② 機構から正式「評価委員会評価・意見」を各委員へ報告

- 5 公社実績報告等と併せ県知事提出・公表（機構実施）
 - ① 令和元年 6月 末日（毎事業年度経過後3月以内）

以 上

6月					
DAY	対象者	区分	内容	備考	
1	土				
2	日				
3	月				
4	火	評価委員 県 機構 機構	R1第1回事業評価委員会	①H30事業評価方法等について(案)の協議 ②機構からの実施状況等の報告・説明 ③機構からの報告・説明に対する質疑応答 ④評価・意見(当日可能な分)	
5	水	委員	データ提供 評価・意見取りまとめ	機構より必要データを委員へメール提供 評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ	
6	木		↑ 評価・意見取りまとめ ↓		
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水				
13	木				
14	金	委員		評価・意見取りまとめ期限	機構へ関連資料(評価・意見)を提出(メール施行)
15	土				
16	日				
17	月	機構		評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
18	火	機構		評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
19	水	機構		委員長・副委員長への報告	機構による各委員評価・意見取りまとめの上、 委員長・副委員長へ報告
20	木	委員長 副委員長	評価・意見取りまとめ	委員長、副委員長による評価・意見取りまとめ	
21	金				
22	土				
23	日				
24	月	機構	委員長と調整	各委員の意見を取りまとめ	
25	火	機構	最終取りまとめ	正式「評価委員会評価・意見」の決定	
			各委員へ結果報告(メール施行)	正式「評価委員会評価・意見」を報告	
26	水	機構	県との調整	公社実績報告等と併せ、県知事提出・公表	
27	木				
28	金				
29	土				

平成30年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和元年 6月 日

評価委員名： ○ ○ ○ ○

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

2 推進体制

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

3 推進方法

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

4 事業実績

- ①機構借入関係
- ②機構貸付関係
- ③機構管理（実績無し）関係
- ④機構条件整備（実績無し）関係
- ⑤貸付希望者リスト掲載関係
- ⑥借受希望者リスト掲載関係

平成29年度

農地中間管理事業実施状況についての意見について

(H30事業評価にあたっての前年度意見に対してのH30取組状況追加)

令和元年 6月 4日 (火)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成29年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について
(前年度事業評価における意見に対する平成30年度取組状況を追記)

令和元年 6月 4日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

事業開始から4年が経過したが、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、事業推進に向けた意識醸成に努めるとともに、連携体制を明確化しながら、効率的な体系を構築し事業を推進しており、基本スタンスは高く評価できる。

しかし、経営効率の視点のみで集約を進めれば、結果として、小規模農家が減少し、人口の減少や耕作放棄地の増加など、地域づくりの根幹に関わる大きな課題が顕在化していくと予想される。

県は、農村地域全体の将来像をどのように展望し、その実現に向けて具体的にどのような施策を展開するのかを示す責務があるので、これまで以上にその点に注力する必要がある。

【県】

- ・宮城県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、農業・農村の将来にわたる振興に向け、「若者があこがれる魅力ある産業に」を目標に掲げている。
- ・平成30年度は、復興の総仕上げである「発展期」の初年度として、低コスト化に対応した、農地の大区画化や農地中間管理事業を推進し、意欲ある担い手への農地集積を進め、生産基盤を強化したほか、農業・農村が有する多面的機能の維持や都市と農村の交流、農村集落の経済活動を活性化するための施策を推進し、魅力ある農業・農村の再興のため、産業施策と地域施策の両輪による施策を推進した。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地集積を推進するためには市町村や関係団体が中心にならざるを得ない側面がある。この点において機構は、関係団体に積極的に出向いて説明や協力要請を行い、役割分担と課題認識の共有を図りながら連携した取組に務めており、高く評価したい。

今後は、条件不利地域の集積が大きな課題になると思われるが、その為にも産学官連携による複合的な農業経営の視点など、より戦略性の高い取組も必要と思われる。

【公社】

- ・未整備農地や鳥獣害等で営農条件が厳しい中山間地域ほど、受け手となる担い手経営体が少なく、地域の農地をどう守り活用していくかと言う大きな課題があることから県・市町村等と連携した地域の話し合いを充実させ、H30創設された農家負担を伴わない機構関連農地整備事業を活用し、生産コスト低減と収益性の向上による担い手育成を目指す取組に努めました。

H30 採択：柴田町葉坂地区 A=37.3ha

七ヶ宿東部地区 A=19.2ha, 七ヶ宿西部地区：A=14.6ha

H31 採択：仙台市日向地区 A=13.6ha

- ・担い手不足が深刻化する地域では、営農条件整備（機構関連農地整備事業等各種補助事業）と併せJA出資型法人設立や企業の新規参入促進等も視野に入れながら、関係機関・団体と連携した取組に努めました。

③ その他

米の生産数量目標の廃止など政策の変化が宮城県の農業構造にどのような影響を与えるかについても検討し、担い手育成の観点から必要に応じた施策を展開していく役割もあるのではないか。

【県】

- ・県農業再生協議会では、国が示した米施策改革の着実な推進に向け、平成30年産主食用米の「生産の目安」を設定し、各地域と連携し取り組みを推進した結果、平成30年産主食用米は、前年同程度の作付面積や収穫量となり、需要に応じた取り組みが行われたといえる。
- ・また、売れる麦・大豆づくりに向けて、需要に応じた生産供給体制の構築を図るとともに、生産技術の指導の実施や、水田フル活用に向けて飼料用米、加工用米などの作付けを推進、収益性の高い園芸作物への転換誘導により、農家所得の向上と競争力の高い宮城の水田農業の実現に向けた取り組みを推進する。
- ・農業の担い手の確保・育成については、地域農業の中核となる者を認定農業者への誘導を図ったほか、地域農業のモデルとなるような集落営農組織を中心に法人化支援を行い、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、ICTやAIなどの先端技術を活用したスマート農業の導入を推進し、次世代の農業を牽引する先進的な担い手の育成・支援を行った。

2 推進体制

① 宮城県

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。

今後は更に、市町村や関係団体の声を集約し課題を整理しながら機動的に推進に繋げる役割が重要になってくると思うので、様々な場面を利用して地域農業のあり方を積極的に提言する役割の強化が必要である。

【県】

- ・ 推進本部、機構及び各地方推進本部は関係機関を巡回し、今年度の農地中間管理事業の取組方針を説明するとともに、市町村ごとの農地集積の推進状況、運営体制等を聞き取りし、意見交換を行った。その際に聞き取った制度運営上の課題や要望等を整理し、農水省による農地中間管理事業の都道府県ヒアリングの機会等に「現場の声」として国に要望、伝達している。
- ・ また、機構法5年後見直しに関連し、「人・農地プランの実質化」が農地中間管理事業の推進の中心となることから、これまで以上に地域農業のあり方を検討することの重要性を、会議などを通じて市町村等に対して普及啓発するとともに、市町村等がこのような機会が十分に確保できるように、県は市町村等の取組みを支援する。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農業委員会との関係では、農地利用最適化推進委員と連携して「出し手・受け手」から聞き取りを行うとともに、「人・農地プラン」の見直しにかかる会議にも参加するなど積極的に取り組んでおり、この点は高く評価できる。

その一方で、農林水産省のアンケート調査結果では、昨年度と同様に、市町村との連絡調整が「まだ十分ではない」との回答が多いことから、引き続き市町村との連携強化に取り組んでいただきたい。

【公社】

- ・ H29 調査結果から市町村との連携状況は前年度より改善（H28:連携がうまくいってない50%→H29:0%）したと思われるが、「まだ十分でない」の回答が63%であることから、市町村担当者会議の開催（11/13 公社主催）や今年新体制に移行した市町村農業委員会を県とともに継続訪問し、連携強化に努めました。また、地域コーディネーターによる市町村等訪問強化を実施し、一層の連携強化や地域が抱える課題の共有とその解決に向けた意見交換等に努めました。

③ その他

米生産偏重からの脱却を目指し、様々なチャレンジが出来るよう民間団体や関係機関と連携した推進体制の構築を考える必要があるのではないか。

【県】

- ・「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、園芸の競争力の強化を施策として掲げ、先進的施設園芸や産地強化による園芸の振興を推進しているところである。そうした中、農産園芸環境課を「農産環境課」及び「園芸振興室」により体制を強化し、トップブランド品目など重点的に振興する品目に施策を集中させて産地づくりに取り組んだほか、企業参入の支援や先進技術を園芸経営体への技術定着などに向けた支援を行った。
- ・また、平成30年度から、県、(公社)みやぎ農業振興公社、農業団体及び商工系団体の12関係機関で構成する「農業経営相談所」を開設し、農業経営の法人化や経営改善診断等、幅広い農業経営の相談にワンストップで対応することにより、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取り組みを行った。

3 推進方法

① 宮城県

市町村等との連携により「人・農地プラン」の見直しに、精力的に取り組んでおり評価したい。

市町村の施策展開においては、「地域農業の将来像をどのように地域住民と共有し、協働で地域づくりを模索するか」が重要な視点になっていると思う。

この農地中間管理事業については、今後大きな壁に直面することも想定されるが、住民協働による優良事例などを紹介するなど、積極的に推進策を提案し続ける姿勢が重要であると思われる。

【県】

- ・農業、農村の維持発展のためには、担い手への農地の集積・集約化は不可欠なテーマであり、各地域の課題であることから、住民協働で取り組むべき課題と考えられる。
- ・角田市では、市内1本で「人・農地プラン」を策定していたが、地区ごとに課題や担い手の構成も異なるため、農地利用の最適化を十分推進できていなかったことから、平成29年度から7地区に分けて策定する方針に変更され、特に西根地区において、農業委員会や関係機関が積極的に働きかけた結果、担い手へ農地が集積・集約化された。西根地区の事例を受けて、角田市北郷・東根地区を始め、白石市、柴田町でも農地流動化の動きが出てきている。

【県】

- ・角田市の事例から、地域が自ら危機感や取り組みの必要性を認識し、主体的に取り組むことで、農地の集積、集約が推進するものと考えられることから、引き続き「人・農地プラン」取り組みの支援を行うほか、優良取組事例について、積極的に情報提供し、県内に広めて行く。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地中間管理事業は、中間管理の体制、供給（出し手）、需要（受け手）のバランスの良い三位一体の関係が大切である。

平成29年度は、供給（出し手）側への広報に力点を入れた活動を行っており、その点は評価できる。今後もマインド醸成を図り続けることが達成率の改善につながると思うので、この事業が出し手側に一層の「安心感」を与える制度であることを訴えるべきであると考えます。

その一方で、事業の施策・手法が供給（出し手）側に偏っている観が否めない。需要（受け手）側の対策として、ニーズをきめ細かく的確に把握し、魅力ある商品として提供していく必要もあろう。需要側の最大の商品ニーズは、作業効率向上の観点からみた大規模化・集約された優良農地の借り入れと推察されることから、一か所・一者に絞って需要ニーズを聞き取り「オーダーメイド」の商品提供をモデル事業として実施してみることも必要と思われる。

【公社】

- ・出し手側に対しては、受け手が体調不良等で耕作できなくなった場合、受け手との契約を解除しても機構が中間管理権を保有（出し手と機構の契約は存続）しているため、新たな受け手を探し貸付けできることについて、農家向けのパンフレット等により引き続きPRしてきました。また、何らかの要因で受け手からの賃料徴収が滞った場合は、手数料収入を活用して出し手への一時立替払いが可能であること等についても訴えてきました。
- ・受け手側の最大のニーズは、分散している経営農地が集約化され作業効率が向上することによる生産コスト低減と収益性向上にある。こうした中、角田市で人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いを充実（旧市町村単位に細分化）させたところ、担い手側からの要望に応えた機構を活用した再配分による集約化に繋がっていることから、優良事例として県内各地に紹介しながら横展開してきました。
- ・令和元年度からは、賃借料手数料を活用した公社単独事業（農地集積促進費，農地集約化促進費等の交付）により担い手等を支援する方針です。

③ その他

地域農業の中心となる「担い手」と企業とのタイアップを模索するような試みを組織的に展開することも効果的ではないかと思われる。

なお、これまで4年間の取組実績を踏まえ、事業推進の中核として国・県に対し、さらなる事業推進に向けた改善策、例えば、農地利用集積円滑化事業など類似事業の一本化や農地中間保有機能の導入などを提言することも重要と思われる。

【公社】

・事業開始以来、機構理事長が継続して市町村・農業委員会・JA・土地改良区を訪問し、地域が抱える課題を共有しながら、農地中間管理事業制度への要望・意見を聴き取るとともに、その内容を農政局長等に直接伝えてきました。その結果が制度開始5年後の見直し等に反映されてきたものと認識していることから、今後もこのような取組を継続していきます。

○主な要望・意見

①農地貸借制度の統一化 ②農業経営改善計画認定手続きの簡素化 ③農用地利用状況報告の簡素化 ④農地整備との連携強化 ⑤協力金制度の継続性確保 等

4 事業実績

ほぼ全ての実績が全国平均を上回っていることは評価できる。しかし、本来的には機構として計画に対し70%以上を「A」評価と考えており、「A」評価を目指すべきことから計画の半分程度の達成率では説得力が弱い。

県・機構の努力だけでは解決困難と思われることから、事業の安定した継続のためにも、事業開始から5年目を迎えるH30年度に目標値の設定などの見直しが必要と思われる。

【県】

- ・県は、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の中で、平成35年度の担い手への農地集積の目標を全耕地面積の9割と設定している。しかし、平成30年度の新たに担い手に集積する面積の目標達成率は約6割弱程度に留まっており、目標の達成に向けて、より一層の事業推進が必要な状況である。
- ・農地集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構、農地利用最適化推進委員、農業委員会、JA及び土地改良区との連携強化を図り、農地の貸し手の掘り起こしを進めるなど、目標達成に向けて、引き続き担い手への農地集積を推進していく。

H30農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果

令和元年 6月 4日(火)
宮 城 県
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成30年度の取組方針に対する取組結果は以下のとおりです。

①農地の集約化の推進（継続）

【県】

- 担い手や地域の意向を踏まえて農地の集約化に取り組む地区を選定
- 農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が連携して土地利用調整活動を展開

（取組結果）

- ・人・農地プラン見直しに向けた話し合い(角田市), 農業委員会による担い手へのアンケート調査(登米市)等がきっかけになり, 県内で集約化に向けた取組が複数出始めている。これらの取組には, 機構地域コーディネーターと農地利用最適化推進委員も関わっており, 連携活動が実現している。
- ・地方推進本部ごとに, 「農地集約化を支援する地区」を設定し, 関係機関・担い手に対して, 機構事業活用の働き掛け, 集約化に向けた意見交換, 地区検討会の取組の支援を随時行った。
- ・県担当者会議で各圏域ごとの進捗状況・取組手法等を情報共有し, 集約化の推進に向けた検討を行った。
- ・機構と推進本部の各市町村巡回時に, 集約化に向けた取組の波及を目的に, 県内の先進事例(角田市西根地区の取組)について情報提供を行った。

【公社】

- 担い手や地域の意向を踏まえて農地の集約化に取り組む地区を選定
- 集約化推進地区を2～3地域選定
- 推進地区毎に担い手, 市町村, 農委, 機構地域コーディネーター, JA, 土地改良区, 県等による検討会の開催
- 農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有するとともに, 土地利用調整活動を連携して展開
- 集約化を円滑に進めるための他制度との調整について検討
- 集約化支援としての機構手数料の活用について検討

（取組結果）

- ・県地方推進本部毎に地域の意向等を踏まえ地区を選定し推進した。(7地区)
- ・角田市では全市一つの人・農地プランをより充実させるため, 旧町村単位に細分化する地域の話し合いの中で担い手から集約化の取組要請があり, 西根地区を先行し推進した。
- ・大郷町粕川地区では早急に集約化したい農地(約5ha)を先行着手し, 順次拡大展開を行った。
- ・機構事業担当者会議(11/13)で支援概要を提示し, H31開始に向け制度設計を行った。

②農地整備事業との連携強化（継続）

【県】

- 機構関連農地整備事業等の積極的な活用を推進（新規）
- 農地整備事業の受益地区での機構事業の活用を推進

（取組結果）

- ・賃借料一括前払い制度と併せた農地中間管理事業の活用を提案することにより、今まで実績が少なかった市町村でも農地中間管理事業の活用に向けた動きが始めている。
- ・機構関連農地整備事業について、対象3地区（葉坂地区(柴田町)、七ヶ宿東部地区、七ヶ宿西部地区(七ヶ宿町))とも事業着手した。
- ・重点実施区域は8件、モデル地区は5件の新規設定を行った（参考：H29重点70区域、モデル地区41地区）。
- ・ほ場整備地区の進捗管理を目的とした会議（県地方農地整備部局主催）に農地中間管理事業担当者が出席し、農地中間管理事業の事業制度説明、各地区の集積状況の把握を随時行った。

【公社】

- 機構関連農地整備事業等の積極的な活用と他地区への普及啓発活動を推進（新規）
- 農地整備事業の受益地での機構事業活用の推進（モデル地区における機構事業加速化の促進）
- 農作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発

（取組結果）

- ・柴田町葉坂地区A=37.3ha：事業着手済み（相続登記A=9a）
- ・七ヶ宿東部地区A=19.2ha：事業着手済み（相続登記A=58a）
- ・七ヶ宿西部地区A=14.6ha：事業着手済み
- ・仙台市日向地区A=13.6ha：来年度着手に向け対象農地を借受済み
- ・農地整備事業地区毎の集積推進会議において、地区推進員、担い手等に対し、機構事業活用促進に向け啓発活動を展開した。

③市町村、農業委員会、担い手組織等との連携強化（継続）

【県】

- 農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有（新規）
- 農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有（新規）
- 市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施

（取組結果）

- ・農業委員会ネットワーク機構が主催した市町村農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会（8/30,31）で、県内全域の各委員を対象に、「農地中間管理機構と農業委員・農地利用最適化推進委員の連携」について講習を実施した。
- ・機構コーディネータによる関係機関・担い手等の巡回情報収集の実施
- ・機構幹部と農業委員会（今年度新体制に移行した10農業委員会）との巡回意見交換会の実施
- ・地方推進本部による管内農業委員会との巡回意見交換会（機構事業の進捗状況や農地利用最適化推進委員の活動状況など）の実施

【公社】

- ・農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有
- ・農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有
- ・市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施

（取組結果）

- ・農業委員会から農業委員・最適化推進委員名簿等の情報提供を受け、連携した活動や情報共有ができる体制を整え随時取組を展開した。
- ・農業委員会総会後の場を活用した機構事業制度周知と課題等の共有を行った。
- ・11月から今年新体制へ移行した農業委員会(11)を訪問し意見交換を実施した。

④地域の实情に応じた事業推進

【県】

- 地方推進本部が地域課題や対応方針を明確にして市町村における課題解決を支援

（取組結果）

- ・地域コーディネーターが、担い手・市町村・JA を訪問し、果樹園地に関する情報収集の実施
- ・担い手や関係機関との法人化に向けた打ち合わせの実施

【公社】

- 地方推進本部が地域課題や対応方針を明確にして市町村における課題解決を支援
- 水田以外の農地（畑地や草地等）における機構事業の活用の促進
- 集落営農組織の法人化、個別経営体中心の農地集積など地域の实情に応じた担い手による事業の推進
- 都市近郊地域・農業地域等立地条件に応じた農地集積や機構事業の活用

（取組結果）

- ・地域農業の明日を考えるシンポジウム2018（11/13開催）にて、農地集積後の農業経営の方向性等を提案

⑤中山間地域における推進

【県】

- 担い手が安心して営農できる環境整備を推進

（取組結果）

- ・中心経営体の法人化に向けた支援の実施
- ・関係機関への聞き取り（人・農地プランの見直し、鳥獣被害・法人化の動きなど）の実施

【公社】

- 遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化
- 機構関連農地整備事業や鳥獣被害防止対策支援事業の活用による営農条件の改善
- 農地や水路等の地域資源の維持・保全活動等による遊休農地の発生防止
- 新規参入者・企業等の相談窓口を活用した担い手の確保育成

（取組結果）

- ・七ヶ宿東部地区A=19.2ha・西部地区A=14.6ha：事業着手済み
- ・仙台市日向地区A=16.6ha：H31年度着手に向け対象農地を借受済み

平成30年度 宮城県農地中間管理事業評価委員会評価 事業実績 (数値)

評価基準 : A (70%以上) B (69%~40%) C (40%未満)

評価委員会の事業評価	参考 機構評価
	B
	B
	評価 対象外
	評価 対象外
	B
	B

1 機構借入 (利用集積) 単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積	参考: R1耕作対象面積
計画	8,500	4,250	0.5	4,250
実績	2,458	1,845	0.8	2,244
計画対比 (実績/計画)	29	43	150	53

(H30+H31,4月,R15月公告 359ha)

2 機構貸付 (利用配分) 単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積	参考: R1耕作対象面積
計画	4,250	4,250	1.0	4,250
実績	2,029	2,063	1.0	2,777
計画対比 (実績/計画)	48	49	102	65

(H30+H31,4月,R15月認可 714ha)

3 機構管理 (貸付先未定に伴う管理) 単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積
計画	200	100	0.5
実績	0	0	0.0
計画対比 (実績/計画)	-	-	-

4 機構条件整備 (貸付のための条件整備) 単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積
計画	100	50	0.5
実績	0	0	0.0
計画対比 (実績/計画)	-	-	-

5 農地貸付希望者申込状況 単位: 数・ha・%

	人数	面積	1人あたり面積	参考: 市町村数	参考: 区域数
計画					
実績	2,606	1,862	0.7	31	63
計画対比 (実績/計画)	-	-	-	-	-

※面積1,862haはH30計画面積4,250haの43%

6-1 農地借受希望者募集状況 単位: 数・%

	実施市町村数	実施区域数	実施回数
計画	33	83	4
実績	21	41	4
計画対比 (実績/計画)	64	49	100

6-2 農地借受希望者応募状況 単位: 数・ha・%

	経営体数	面積	1件あたり面積	参考: 申込数
計画				
実績 (累計)	3,940	37,484	9.5	4,444
計画対比 (実績/計画)	-	-	-	-

※経営体数 (3,940) / 認定農業者数 (6,481) = 60.7% 自動更新申請であり累計数となる。
 ※申込面積 (37,484ha) / 耕地面積 (129,655ha) = 28.9%
 ※申込に占める法人割合 経営体数434 (11%) 面積17,817ha (47.5%)